別紙

柔道整復師の施術を受けられる方へ

保険を使えるのはどんなとき

- 整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）の施術を受けた場合に保険の対象になります。
- なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

施術をうけるときの注意

- 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。
- 療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求をおこない支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者は自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。
  このため、多くの整骨院・接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときには、必要書類に患者のサインをいただくことが必要となります。
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。

＜厚生労働省ホームページより＞

保険対象外施術（リセットコース）の案内

身体の不安を取り除く目的 ―― コンディショニング調整

○ 初めてご来院の際の初診料	1500 円＋消費税
○ 各一部位につき（5～10分）	500 円＋消費税
○ 肩甲骨リセット手技コース	1000 円＋消費税
○ 骨盤リセット手技コース	1000 円＋消費税
○ 脚のむくみリセット手技コース	500 円＋消費税
○ 全身リセット手技（肩甲骨・骨盤・むくみ）コース	2500 円＋消費税
○ 各種物療機器使用代	各 100 円＋消費税

※ 初診で施術が出来ないと判断した場合は、お断りする場合がございます。またその際は、適切な医療機関をご提案させていただきます。

※ 現在、医療費は非課税ですが、医療外費用は課税対象になります。

※ わからないことは、遠慮なくスタッフにおたずねください。

ますだ整骨院